

## 川崎市公告第760号

(仮称) 南渡田北地区北側開発計画に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年3月31日

川崎市長 福田紀彦

## 条例環境影響評価書について

### 1 指定開発行為者

名 称：ヒューリック株式会社

代表者：代表取締役 前田 隆也

住 所：東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号

### 2 指定開発行為の名称及び種類

#### (1) 名称

(仮称) 南渡田北地区北側開発計画

#### (2) 種類

大規模建築物の新設 (第2種行為)

商業施設の新設 (第3種行為)

### 3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区南渡田町1 外

### 4 指定開発行為の目的及び内容

#### (1) 目的

研究施設等の新設

#### (2) 内容

延べ面積：約 99,510 m<sup>2</sup> (商業施設：約 310 m<sup>2</sup>)

敷地面積：約 25,460 m<sup>2</sup>

### 5 指定開発行為の施行期間

令和7年度～令和9年度 (予定)

### 6 条例環境影響評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合的な評価

第8章 事後調査計画

第9章 関係地域の範囲

第10章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第11章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第12章 その他

修正箇所一覧

## 7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

### (1) 期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月30日（水）まで

### (2) 場所及び時間

川崎区役所12階・田島支所仮庁舎・環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※縦覧開始日（3月31日）は、午前10時から縦覧を行います。